

『江南市議会基本条例（案）』（解説を含む）に関するパブリックコメント結果

- ・ 意見の募集期間 平成25年7月1日（月）から7月31日（水）まで
- ・ 意見を提出された方 1名
- ・ 意見の件数 14件

（注：表中、は削除、【 】は挿入を意味します。）

NO	意見の概要	市議会の考え方
前文		
1	<p>①一般論としては理解できるが江南市議会の決意が伝わる文章が必要と考えます。</p> <p>ここで記載されているのは</p> <ul style="list-style-type: none"> i)開かれた議会を目指しさまざまな改革を行ってきた ii)公平性、透明性の確保→市民福祉の更なる向上 iii)市民の意思を反映した市政の実現するための、権能の発揮と市政運営に対し監視と評価の充実 <p>です。市民との関りの部分が見えてきません。</p> <p>②全般的に「ある。いる。する。こと。」の文面です。市民との関係を重視するのであれば「です。ます。」調の方がソフトです。</p>	<p>①《原案どおり》</p> <p>前文においては、この程度にとどめ、第2条第3項（市民への説明と市民参加）及び第4項（市民の意見の反映）、第15条（市民参加及び市民との連携）で明記していると考えています。</p> <p>②《原案どおり》</p> <p>親しみやすい条例という点では、まちづくり基本条例のように、「です・ます」調で表現した方が良いのではないかとこの考え方もありますが、議会としての決意も表しており、その決意も弱く感じられるのではないかと、また、条例としての重みを考えた結果、原案のとおり「である」調のまま表現したいと考えています。</p>

NO	意見の概要	市議会の考え方
	③「市民の信託を受けた市長」、第1条の「市民の負託に応え」、第19条の「市民の厳粛な負託」とあります。負託に統一することが必要です。	③《原案どおり》 表現上問題ないことと捉え、原案どおりとします。
第1条 目的		
	(意見はありませんでした。)	
第2条 議会の活動原則		
2	市長等の事務の執行についての評価とは何を示すのか解りません。条文にありませんが議選監査委員の立場が解りません。注釈が必要です。	《原案どおり》 評価とは、行政行為の結果を判断するもので、概略的(総体的)な表現としたものです。 議選監査委員は、地方自治法で規定されていることから、注釈は必要ないと考えています。
第3条 議員の活動原則		
3	第2条第3項に「市民への説明責任を果たす」とあります。第3条第3項に「議会活動について、市民への説明責任を果たす」とあります。 第3条は「【自らの議員】 議会 活動・・・」と変更すべきです。	ご提案のとおり、第3項「議会活動について」を「自らの議員活動について」に修正します。
第4条 会派		
4	第4条に会派に属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう配慮が必要です。	《原案どおり》 会派に属しない議員は、オブザーバーとして会議に出席し発言を求めることができることから原案どおりとします。

第5条 議会運営		
5	第5条4の「先例を整備する」のは何を示すのか解りません。注釈が必要です。	先例とは、市議会において過去にあった実際の事柄や申し合わせのことですが、わかりやすくするため、ご提案のとおり（ ）書きで説明を付け加えます。
第6条 議会審議における論点情報の形成		
6	①第2条第1項と同様に「市長その他の執行機関」と合わせるため市長等に修正が必要です。 ②第7項 「政策等継続に要する経費」の方が解りやすい。	①《原案どおり》 市の提案者は市長のみであることから、原案どおりとします。 ②《原案どおり》 表現方法による解りやすさは個々の受けとめ方によるところが大きいと思いますので、原案どおりとします。
第7条 委員会		
7	第7条4 「 委員会は、 委員会の審査にあたっては、・・・」は「委員会は、」の文字は不要です。	《原案どおり》 法規作成における基本形式として、主語を明確にする必要があるため、原案どおりとします。
第8条 市長等との関係		
8	「事務の執行について監視及び評価を行うものとする。」は第2条第1項に定められているため不要です。	《原案どおり》 条文の前半と合わせて、その目的を明確に表現するために改めて規定するものであることから必要と考えます。

第9条 議会の議決事件		
9	<p>①第2条第1項と同様に「市長その他の執行機関」と合わせるため市長等に修正が必要です。</p> <p>②地方自治法では、議会は法律などで決められた、いろいろな項目の『事件』を議決しなければならないという内容の書き方で、『事件』という表現を使っていますが、『事件』という表現はなじみがないため、『事案』という表現が解りやすい。</p>	<p>①《原案どおり》 ここでいう政策は市長が行うもののみとしていることから、原案どおりとします。</p> <p>②《原案どおり》 地方自治法を根拠法令として各地方自治体が議会基本条例で具体的な議決事項を定めており、その地方自治法で「議決事件」という用語は使われています。また、多くの議会基本条例で「事件」という表現が統一的に使用されています。</p>
第10条 政策の立案及び提言		
	(意見はありませんでした。)	
第11条 議会の機能の強化		
	(意見はありませんでした。)	
第12条 調査機関及び検討会等の設置		
	(意見はありませんでした。)	

第 13 条 研修等及び自己研さん		
10	<p>地方自治法第 100 条の 19 及び 20 で図書室の設置等定めています。</p> <p>(1) 図書室の市民への公開し議会活動（議員・議会で作成した資料等 特に議員の研究・調査活動の報告書）の公開に繋げることも必要と考えます。議員の研究・調査活動で得た報告書は市民が先進自治体の解決している状況を知ることができます。</p>	<p>ご意見を参考にさせていただき、市民との連携に関することと考え、第 15 条第 6 項に「議長は、議員が受講する講演等への市民の参加を募集し、並びに議員が行う調査及び研究した内容を公開するよう努めるものとする。」を追加します。</p>
第 14 条 政務活動費		
	(意見はありませんでした。)	
第 15 条 市民参加及び市民との連携		
11	<p>①市民の議会に対する意識を把握することが議会の発展に結びついていくと考えます。無作為抽出でアンケート調査を 5 年単位程度で実施することが必要と考えます。</p> <p>②第 15 条第 3 項 「・・・議長が別に定める。」と表現されていますが江南市議会傍聴規則が定められています。「・・・は別に定める。」にすべきです。第 21 条第 2 項と同じようにする。</p>	<p>①《現行どおり》</p> <p>市長部局が実施する無作為抽出のアンケート調査に含める形で行っています。</p> <p>②《原案どおり》</p> <p>条例ではない規則で定めているもので、法制執務上は、適切な表現であると考えます。</p>
第 16 条 情報公開及び広報広聴の充実		
12	<p>第 16 条第 1 項は視聴覚障害者等へ配慮することが必要と考えます。 例「・・・その有する情報を常時公表する。情報の発信及び市民の意見把握においては点字・文章読み上げ・手話等代替可能な方法を研究します。」</p>	<p>《原案どおり》</p> <p>条例の中で、細部まで規定することは、条文が膨大なものとなるため、ご提案の内容は、別に規定することを検討していきたいと考えます。</p>

第17条 議会改革の推進		
	(意見はありませんでした。)	
第18条 交流及び連携の推進		
	(意見はありませんでした。)	
第19条 政治倫理等		
13	<p>① 第19条は「市民の厳粛な負託」と表現されていますが第1条の「市民の負託」に統一が必要です。</p> <p>② 第19条第3項 「・・・議長が別に定める。」と表現されていますが江南市議会議員政治倫理要綱、江南市議会政治倫理審査会規程、江南市議会議員記章規程が定められています。「・・・は別に定める。」にすべきです。第21条第2項と同様にする。</p>	<p>① 《原案どおり》 表現上問題ないことと捉え、原案どおりとします。</p> <p>② 《原案どおり》 条例ではない要綱等で定めているもので、法制執務上は、適切な表現であると考えます。</p>
第20条 議員定数		
	(意見はありませんでした。)	
第21条 議員報酬等		
	(意見はありませんでした。)	
第22条 議会事務局		
	(意見はありませんでした。)	

第 23 条 検討

14	江南市議会基本条例は議会における最高規範であると考えます。 (検討) → (最高規範性) にして、最高規範である旨の一文を加えます。	《原案どおり》 各条例に上下をつけることは、好ましくないとの見解もあることから、最高規範という言葉は使用していません。
----	---	--